

○個人情報の保護に関する法律

(平成十五年五月三十日)

(法律第五十七号)

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(令三法三七・追加・一部改正)